

人材紹介手数料の返金について

一、当社の行う人材紹介業務にて求人者が採用した人材(新卒採用決定者を除く)(以下、求職者)が、入社日から起算して以下に定める期間内に求職者都合により退職した場合は、当社は休職者の退職日の属する月の翌月末までに下記により算定された返戻金を支払うものとする。但し、内定通知に記載された就業条件と、入社後の就業条件や業務内容等が異なる場合は、この限りではない。

①30 日以内 人材紹介手数料の 80%

②60 日以内 人材紹介手数料の 50%

③90 日以内 人材紹介手数料の 20%

二、前項で定めた当社の行う人材紹介業務にて求人者が採用した人材のうち新卒採用決定者が、求職者都合により入社を辞退した場合、当社は求職者が入社を辞退した日の属する月の翌月末までに下記により算定された返戻金を支払うものとする。

①入社辞退のみ 人材紹介手数料の 100%

三、当社の行う人材紹介業務にて、内定を通知した人材に対し、その人材が内定を承諾した後、内定の取消し(解雇)を行った場合、又は待遇、職種、業務内容において、内定通知の内容変更により、人材が内定辞退を行った場合、求人者や当社に対して人材紹介基本契約書により別に定めた人材紹介手数料を 100%支払うものとする。但し、当該人材が病気や怪我、自然災害等の不可抗力により就業が困難となり、内定取消(解雇)、内定通知書の変更を行わざるを得ない場合はその限りはない。

四、人材紹介手数料の返金については、求人者との人材紹介基本契約書により別の定めをする場合がある。